

【直轄診断】

「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」(道路法第13条～16条)という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等)に限り、国が自治体からの要請に基づき、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【道路メンテナンス技術集団メンバー】

九州地方整備局 道路部 道路保全企画官（リーダー）

同 道路部 道路構造保全官

同 鹿児島国道事務所 技術副所長

同 大隅河川国道事務所 技術副所長

同 熊本河川国道事務所 総括保全対策官

同 九州技術事務所 総括技術情報管理官

国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 橋梁研究室長

国立研究開発法人 土木研究所

構造物メンテナンス研究センター 上席研究員

同 先端材料資源研究センター 上席研究員